

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う当面の手続き(B)

※許可の状況 ○:積替え保管を除く許可、●:積替え保管を含む許可、×:許可なし

平成23年3月31日の許可の状況※			平成23年4月1日以降に必要な手続き(更新手続きを除く。)
埼玉県	さいたま市	川越市	
○	●	×	<p>手続きの必要はありません。</p> <p>さいたま市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおり、さいたま市の許可により行うことができます。</p> <p>また、平成23年4月1日以降は、川越市においても埼玉県の許可で収集運搬業を行うことができます。</p>
○	×	●	<p>手続きの必要はありません。</p> <p>川越市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおり、川越市の許可により行うことができます。</p> <p>また、平成23年4月1日以降は、さいたま市においても埼玉県の許可で収集運搬業を行うことができます。</p>
○	●	●	<p>手続きの必要はありません。</p> <p>引き続き、埼玉県、さいたま市、川越市の許可が有効となります。</p>
○	●	○	<p>場合により、手続きが必要になります。</p> <p>さいたま市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおり、さいたま市の許可により行うことができます。</p> <p>川越市の許可については、埼玉県の許可に一本化されます。</p> <p>このため、取扱う産業廃棄物の種類が県よりも川越市の方が多き場合には、従前の川越市の許可の有効期間を過ぎると「川越市の許可品目にあつて県の許可品目でない廃棄物」について川越市内での収集運搬ができなくなります。川越市の許可の有効期間のおおむね2カ月前を目安に県に変更許可申請(品目の追加)を行ってください。</p>
○	○	●	<p>場合により、手続きが必要になります。</p> <p>川越市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおり、川越市の許可により行うことができます。</p> <p>さいたま市の許可については、埼玉県の許可に一本化されます。</p> <p>このため、取扱う産業廃棄物の種類が県よりもさいたま市の方が多き場合には、従前のさいたま市の許可の有効期間を過ぎると「さいたま市の許可品目にあつて県の許可品目でない廃棄物」について、さいたま市内での収集運搬ができなくなります。さいたま市の許可の有効期間のおおむね2カ月前を目安に県に変更許可申請(品目追加)を行ってください。</p>